

(仮称) 松戸市道路管理等システム更改委託
調達仕様書 (案)

平成 30 年 5 月

松戸市

目次

1	件名	1
2	背景及び目的.....	1
3	システム更改方針	1
4	履行期間.....	2
5	委託内容.....	3
6	納入物件.....	3
7	履行場所.....	3
8	貸与・提供物件.....	3
9	機密保持等.....	3
10	検収条件.....	3
11	支払方法.....	4
12	再委託.....	4
13	受託条件等.....	4
14	瑕疵担保責任.....	5
15	特記事項.....	6
16	作業条件等.....	6
17	連絡先.....	6
18	別紙一覧.....	6
19	閲覧資料一覧.....	6

【注記】

本仕様書、別紙等資料に記載された会社名、製品名等は、各社の商標又は登録商標である場合がある。

1 件名

(仮称)松戸市道路管理等システム更改委託(以下、「本委託」という。)

2 背景及び目的

松戸市(以下、「本市」という。)では、現在稼働している道路管理システムが平成32年3月31日にサポート期間の満了を迎えることを受け、道路行政に係る事務の精度確保や効率化、市民サービスの向上を目指し、最新の技術動向の適用も視野に入れ、道路管理システム並びに、その関連システム(道路占用物件管理システム、道路苦情管理システム)のシステム更改を行うこととした。

(仮称)松戸市道路管理等システム更改委託調達仕様書(以下、「本仕様書」という。)は、道路管理システム及び関連システム(以下、道路管理システムと関連システムをあわせて「本システム」という。)の更改業務を委託するために作成したものであり、本仕様書において示した要件を達成するための解決手法や実現手段などについて提案すること。また、契約段階においては、提案を受けた仕様の変更等(本市の求める要件と提案内容との相違に係る仕様の変更等)があり得ることを予め了承すること。

なお、契約は、本委託と、稼働後の賃貸借及び運用・保守業務とに分けて締結することとしている。賃貸借期間は、本委託の納品成果物の検査完了を前提とし、本委託の受託者が不適合と本市が判断する事由がある場合を除き、継続して契約を締結する予定である。また、機器等の賃貸借については、リース会社と契約することも想定されるが、詳細は調達時に調整・決定するものとする。ただし、平成31年度以降の賃貸借及び運用・保守業務に係る予算が成立しない場合は、その実施を見送るものとする。

3 システム更改方針

以下に、本システムの更改方針及び、その具体的なイメージとして、目指す将来像の例を示す。それぞれ、本委託での実現を必須とする要件ではないが、記載内容を踏まえた、先進的で専門的な技術対応、本市の業務及び運用に沿った有用な提案を強く求めるものである。

(1) 道路台帳補正業務の効率化

本システムの保守事業者以外の事業者や本市職員が容易にシステム入力・演算を行うことができるシステム仕様・データ仕様とし、事務精度の確保とライフサイクルコストの抑制を両立する。

【目指す将来像の例】

- 道路台帳補正業務について、測量と台帳の調整とに分割し、測量は地元測量業者が担う、軽微なデータ修正は本市職員が対応する、従前どおりに一括してシステム保守業者が対応する等、状況に応じて柔軟な発注形態を選択できる。

(2) 現行機能は原則として踏襲

現行の道路管理システムは平成 12 年度から稼働している。市販パッケージを基本としつつ、本市の事務内容にあわせてカスタマイズしており、関連システムを含め、各機能は、本市の事務精度の確保、効率性向上に寄与しており、原則として、現行機能は踏襲するものとする。ただし、精度や効率性の向上、経済的優位性が認められる代替案がある場合は、当該案の採否の検討、要件の見直しを行うものとする。

【目指す将来像の例】

- ・ 事業計画に応じて、柔軟にレイヤを追加できる。(寄付・使用貸借、筆界特定、14 条地図、国土調査法 19 条 5 項、その他座標管理されている区域、耕地整理地、区画整理地、開発行為、境界確定不調、未登記道路、現況証明実施地、狭あい補助実施地、法定外公共物関係、私道助成、懸案事項等)
- ・ 最初のステップとして、建設総務課、道路維持課、道路建設課の職員は、必要時に即時に使用できる環境(ライセンス、性能)が整備され、最終的には、本システムを利用する全ての職員の使用が制限されない環境が整備される。
- ・ 課内にある膨大な地図や書類・図面などの紙資料について、補助金などを活用し、経済的にデータ化・ペーパーレス化を進める。

(3) 庁内の情報共有の促進

本システム及び庁内にある他の GIS(地理情報システム)が保有する図形データを相互に共有し、市民サービスの向上、行政事務の高度化・効率化を推進できるシステムを構築する。

【目指す将来像の例】

- ・ 公開型・統合型 GIS と容易に連携を図ることができる。あわせて、利用時の制限(道路台帳現況平面図は公開型 GIS にて公開するが、印刷は不可、もしくは「参考図」である注意書きを表示する等)も柔軟に設定できる。
- ・ 河川や下水道の GIS と連携し、閲覧のみにとどまらず、下水道のデータからマンホールの位置などを自動で道路台帳補正に応用できる。また、管渠や残置物も含めた設備は、許可申請も含めて道路占用と相互に連携できる
- ・ 電力・通信・ガス・水道事業者など大口占用者については、電子データでの申請を受け付け、提出された申請内容を即時にシステムに取り込める。また、取り込んだデータは台帳補正にそのまま反映できる。

4 履行期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5 委託内容

別紙 1「委託内容」のとおり。なお、本仕様書に明記していない事項であっても、本委託の要件を実現する上で必要となるもの及び、業務遂行上、当然必要と思われるものについては、本委託の範囲に含めるものとする。

6 納入物件

別紙 1「委託内容」に示す納入成果物を基本として納品すること。また、提示した成果品に限らず、本委託の目的を達成するために必要な成果品についても提案し、その要否について協議すること。

なお、成果品及び作業工程における個人情報印刷物や書類等に対する一切の権利は、本市に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、本市の承諾を必要とする。ただし、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージプログラムの著作権は、受託者又は当該第三者に留保される。

7 履行場所

松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所及び、本市が指定する場所。

8 貸与・提供物件

本委託の遂行に必要な物件・資料については、契約書の機密保持事項に従い所定の手続きにより貸与、または提供する。

9 機密保持等

(1) 機密保持

受託者は、本市と機密保持覚書を別途締結し厳守すること。

(2) 借用資料の届出・管理

本業務の実施に必要な資料を借用する場合は、必ず届出を行い本市の許可を得ること。

(3) 個人情報及び行政情報の保護

「松戸市個人情報保護条例」及び「松戸市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

10 検収条件

各納入成果物について、納入期限までに必要量を納品すること。納品に際しては、納品リストを提出すること。また、受託者の社内において検査を実施し、検査報告書を提出すること。

11 支払方法

契約書に定める各年度の支払額について、債務負担行為につき、各年度末の検収終了後による年度払いし、各年度の支払額は 20,000,000 円を超えない範囲で定めるものとする。

12 再委託

受託者は、本市の許可なく本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。受託者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ本市と協議し承認を得たうえ、書面により協力者との関係を明確にしておくとともに、受託者の適切な指導及び管理のもと業務を実施すること。また、協力者とは秘密保持契約を締結すること。

13 受託条件等

(1) 情報セキュリティ及び品質管理に係る認定

受託者は、以下の「ア」又は「イ」に掲げる情報セキュリティマネジメントシステムの認定登録を受けていること。あわせて、「ウ」に掲げるプライバシーマーク並びに「エ」に掲げる品質マネジメントシステムの認定登録を受けていること。

なお、「ア」、「イ」、「エ」は、全体管理責任者、照査責任者、各システム構築業務責任者が所属する部署で認定登録を受けていること。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)に認定された審査登録機関による「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」認定登録
- イ 国際標準化機構(ISO)に参加している認定機関により認定された審査登録機関による「ISO27001」の認定登録
- ウ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)に認定された審査登録機関による「プライバシーマーク」の認定登録
- エ 国際標準化機構(ISO)に参加している認定機関により認定された審査登録機関による「ISO9001」の認定登録

(2) 受託者の業務実績

受託者は、過去 10 年間に、人口 20 万人以上の市・特別区において、本システムと同様のシステムの構築・運用・保守を受託した実績を複数有していること。

(3) 担当者の業務実績

ア 全体管理責任者

本業務の全体管理を行う責任者は、地方自治体の道路行政に精通した豊富な業務経験を持ち、過去 10 年間に、人口 20 万人以上の市・特別区において、本システム

と同様のシステムの構築で、全体管理責任者として業務を遂行した実績を複数有すること。

イ 照査責任者

本業務の品質を確保するため、照査を行う責任者は、「空間情報総括監理技術者」又は「測量士」の資格を有していること。また、本業務に類する業務において、照査技術者の業務経験を複数有すること。

ウ 各システム構築業務責任者

各システムの構築業務責任者は、地方自治体の道路行政に精通した豊富な業務経験を持ち、過去 10 年間に、人口 20 万人以上の市・特別区において、自身が担当するシステムと同様のシステムの構築で、責任者として業務を遂行した実績を複数有していること。また、「GIS 上級技術者」、「技術士(建設部門、情報工学部門)」、「その他の高度な情報処理知識や経験を有する資格(IPA(情報処理推進機構)の情報処理技術者試験における共通キャリア・スキルフレームワークに基づく、レベル 3 以上の資格)」のいずれかを有することが望ましい。

(4) 作業場所

本委託に関する全ての作業は、原則、日本国内の作業場所で行うこと。

14 瑕疵担保責任

受託者が作成し、かつ、本市が承認した要件定義書等と本システムとの不一致、又は不具合が稼動後に発見された場合は、本市と協議のうえ受託者は無償で是正処置を行うこと。なお、本システムの瑕疵担保期間は、本稼動後 2 か年とする。

ただし、その瑕疵が受託者の故意、又は重大な過失により生じた場合は、上記期間に関わらず是正処置を行うこと。

15 特記事項

- (1) 本仕様書に定める業務の実施にあたって本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、受託者は遅滞なく本市と協議し対応にあたること。
- (2) 本業務の確実な履行が得られないと本市が判断したときは、受託者は本市の求めに応じ、速やかに改善の措置を講じること。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (4) 本委託のプロポーザルに際して受託者が提出した提案書は、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、提案書に提示された内容は本委託の対象業務に含むものとする。ただし、業務の目的達成のために本市が必要と認める場合は、契約締結段階における協議により項目を追加、変更又は削除を行うことができる。

16 作業条件等

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手すること。
- (2) 受託者は、「13 受託条件等」に係る提出書類に変更が生じた場合も、速やかに変更内容が確認できる書類の写しを提出すること。
- (3) 受託者は、本委託の遂行に当たり、本市及び関連事業者との間で生じる各種調整事項について、積極的に協力、調整を行うこと。
- (4) 受託者は、本委託に係る会議、文書作成等については、日本語を用いて行うこと。

17 連絡先

松戸市建設部建設総務課（電話番号）047-366-7357

18 別紙一覧

別紙 1	委託内容
別紙 2	基礎データ
別紙 3	機能要件一覧
別紙 4	主要データ項目

19 閲覧資料一覧

現行システム設計図書(抜粋)
現行システム操作マニュアル(抜粋)
帳票・図面(抜粋)

以上